ドイツの産業・社会と専門職業教育

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構　吉川　裕美子
職業大フォーラム 2016 事務局

1. はじめに

平成28年11月11日，職業大フォーラム2016（職業能力開発総合大学校）において，独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部吉川裕美子教授に「ドイツの産業・社会と専門職業教育」と題して基調講演をいただいた。

本稿において，吉川教授の基調講演の内容を職業大フォーラム事務局が取りまとめ報告する。

2. 講演概要

ドイツの社会において職業は非常に大きな位置を占めている。ドイツの若者は小学校を出た後に，3つ，あるいは2つの，種類の異なる中等教育学校に進学する。それはある意味で不公平あるいは不平等ではないかという議論が1970年代に起こったが，なぜそういう異なる種類の学校を残してきたのかという背景には，ドイツの社会と職業の関係を考えることが欠かせない。また，ドイツも日本と同じように少子高齢化という大きな波を受けている。ものづくりを中心とした産業構造や，真面目で勤勉な印象のある国民の気質など，日本と共通点の多いドイツが，将来の国を支える人材を育てるうえで，今，どのような課題があり，どのように対応しようとしているかを考える。

3. ドイツの社会

ドイツの国名は，正式にはドイツ連邦共和国という。人口は8,200万人で，日本よりもやや小規模だが，日本と同じように少子高齢化の影響を強く受けており，人口に対する高齢者の割合はOECD諸国の中で，日本に次いで2番目に高い。首都はベルリンで，東西ドイツが1949年に建国され，別の国として存在していた時代に，旧西ドイツは首都をボンに置いていた。一方，東ドイツの首都はベルリンであった。現在の首都ベルリンには，大都市という印象があるかもしれないが，人口は400万人に満たない。ドイツ国内で人口が100万人を超える都市は数える程度にすぎず，多くの都市はそれほど大きくない。宗教に関してはカトリックと，プロテスタントがそれぞれ3割ぐらいである。

1990年10月3日に東西ドイツが統一されたが，ドイツ連邦共和国という正式名称が示しているように，連邦制をとる点に特徴がある。旧西ドイツ（ドイツ連邦共和国）の11州に，統一後は旧東ドイツ（ドイツ民主共和国）の5州が加わり，16の州から構成されている。世界有数の工業先進国であるとともに貿易大国であり，GDPの規模としてはヨーロッパ内で第1位となっている。主要産業は自動車，機械，化学，製薬，電子，食品，建設，光学，医療技術，環境技術，精密機械などで，日本とよく似た，ものづくりに大きな軸足を置いている国ということができる。

ドイツを構成している16の州は，地域性，文化性

などの面できわめて多様性に富み，教育に関しては各州が権限を有する。各州政府に文部行政をつかさどる省と大臣が置かれ，州ごとに教育に関する法律が定められ，学校制度も一様ではない。教育に関して連邦は限られた領域で権限を与えられているにすぎない。しかし，各州の教育制度があまりにも多様であるならば，ドイツ国民の職業の選択の自由や，居住・移転の自由が保障されないことになりかねない。そのための調整機関として，各州の文部大臣が一堂に会して協議する，常設各州文部大臣会議が設置されている。

4. 大学までの教育

4.1　初等・前期中等教育

個々の州の独自性を尊重しつつ，協調を図りながら国として統一性を確保しているのがドイツの教育制度である。図1にドイツの教育制度を図示する。

まず初等教育（日本の小学校に相当する）は，基礎学校（Grundschule）で行われ，多くの州では4年制である。一部の州では6年制をとっているところもある。ドイツでは，日本の高校に相当する段階まで学年を通算して，基礎学校から後述するギムナジウムの上級段階まで，1学年，2学年…13学年というように呼称する。

前期中等教育（日本の中学校に相当する）には3つの種類の学校があり，日本と大きく異なっている。基幹学校（Hauptschule：5学年から9学年），実科学校（Realschule：5学年から9ないし10学年），ギムナジウム（Gymnasium：5学年から9ないし10学年）であり，さらには，この3つの学校種を合わせた形の総合制学校（Gesamtschule）があり，また，ドイツ統一後に東側の多くの州には，基幹学校と実科学校を合わせた形の学校が設けられている。以上のように，中等教育段階には異なる種類の学校があり，その種類は州によってさまざまである。

その一方で，学校を修了するときに生徒が手にする修了証は，学校の種類にかかわらず統一されている。たとえば，基幹学校を修了した者には基幹学校修了証（Hauptschulabschluss）が，実科学校の修了者には実科学校修了証（Realschulabschluss，中等教育修了証 Mittlere Reifeとも呼ばれる）が付与されるが，実科学校の生徒が修了に至らず，しかし基幹学校修了と同等の水準に達していると判断され

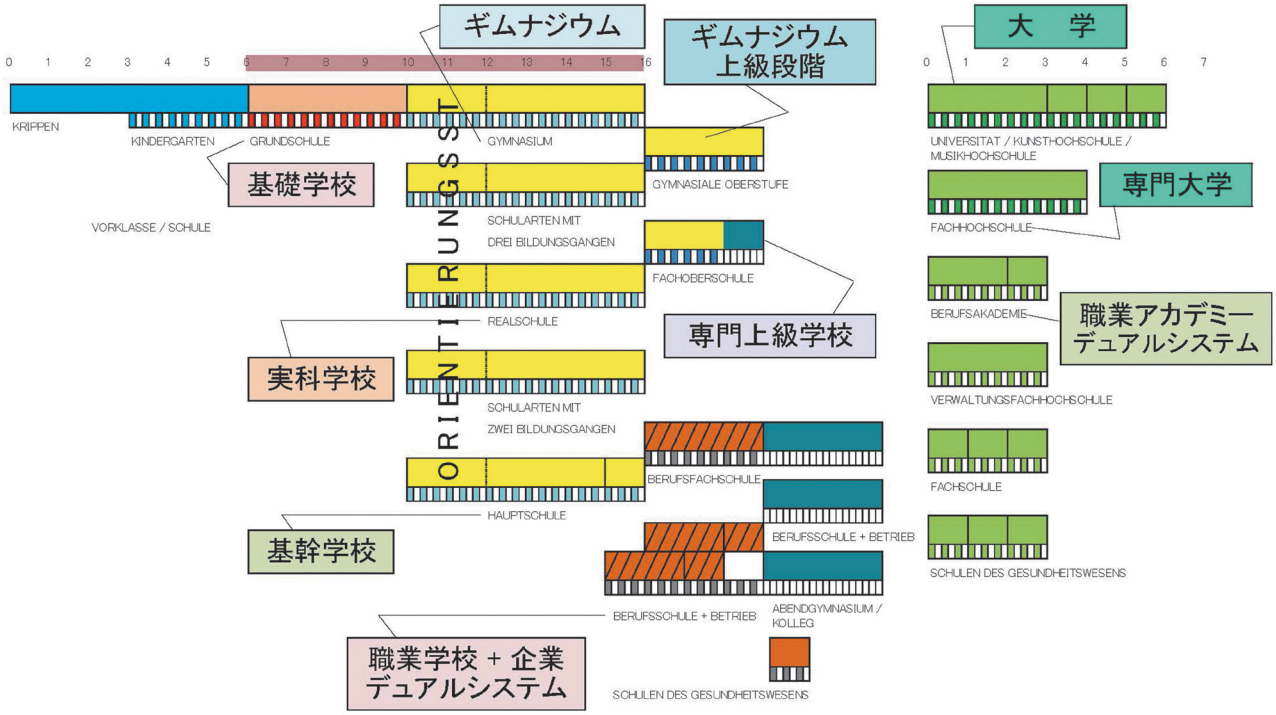

図1　ドイツの教育制度（吉川教授講演資料より）

るならば，基幹学校修了証（と同等の修了証）が出される。

このように，ドイツの学校制度は一見すると複雑な様相を呈しているが，修了資格は3種類の教育資格（基幹学校修了証，実科学校修了証，アビトゥーア）に全国で統一されている。それは中等教育のどの段階を達成したかをあらわす証明書であり，在学した学校種と修了時に手にする教育資格とが必ずしも一致しているとはかぎらない。一方，それぞれの教育資格は，どの学校種で取得したものであれ，ひとしく次の段階に進む証書として通用する。

4.2　後期中等教育

ドイツの中等教育段階で，大学進学に向けての準備教育を行う機関はギムナジウム（Gymnasium）である。ギムナジウムの10学年を終えた生徒の大半はその上の段階であるギムナジウム上級段階に進み，アビトゥーア（Abitur 一般大学入学資格）試験を受けて修了する。こうして取得されるアビトゥーアは，大学に入学するための資格に該当する。伝統的にドイツでは，アビトゥーアを手にした者はいずれかの大学に学籍を得る権利を有し，個々の大学は入学者の選抜を行わない。適性を判断するために面接試験や入学制限を実施することもあるが，待機期間を経て学籍を得る可能性が残されている。

基幹学校と実科学校を終えた生徒の多くは修了後に職業教育訓練を受けるが，ギムナジウム上級段階を終えてアビトゥーアを取得しながら大学に進学せず，職業教育訓練を受ける者もいる。

ドイツの教育の大きな特色の一つに，職業学校就学義務がある。前期中等教育までの9年間は日本と同じように普通教育の義務教育期間であるが，その後に職業学校就学義務が続き，18歳になるまで，ギムナジウム上級段階あるいは全日制のいずれかの学校に通っていない者は，職業学校に通わなければならない。これは，職業教育訓練を受け，その修了証書を手にして初めて職業に就く資格が得られることと関係している。

実科学校あるいは基幹学校を出た後に専門上級学校へと進み，専門大学入学資格を取得してさらに高等教育に進学する道も開かれている。専門大学入学資格は，後述する専門大学に進学するための資格であり，これに対してアビトゥーア（一般大学入学資格）取得者は，大学と専門大学のどちらにも進むことができる。

4.3　デュアルシステムの職業教育訓練

ドイツでは自動車整備工，電気工，製パン職人や煙突掃除夫などといった実技的な職種にとどまらず，銀行員や保険を扱うような事務職種に就くためにも職業訓練を受けなければならない。

ドイツのデュアルシステムの特徴を簡潔に述べれば，企業内で訓練を受けながら，週に1回か2回，職業学校に通って，基礎となる理論的な学習を行う仕組みである。理論と実践を組み合わせた形で，1つの職業に向けて若者を養成していく。

2015年現在，連邦職業教育法に328の職業訓練職種が認められている。訓練職種には新しいものが加わったり，変更されたりするが，この法律に定められた職種でなければ職業訓練を受けることができない。これは未成年者を保護するための基礎となっている。この連邦職業教育法をはじめとして，手工業規則，年少者労働保護法，職業教育訓練指導者適性規則，労働時間規則，母性保護法などの下に，企業内での職業訓練が行われる。一方，職業学校は個々の州の管轄下に置かれ，州の学校法に基づいて教育が行われる。ただし，ドイツ全土で統一性を図るために，常設各州文部大臣会議においても決議等を出し，州ごとにカリキュラムに大きな相違がないように配慮されている。こうした法的基盤に支えられて，実践的な企業内職業訓練と職業学校での理論的学習の双方が組み合されている。

デュアルシステムの職業訓練を受けるために，まず前提となるのは見習い訓練生（Auszubildende 職業訓練生とも訳される）になることである。328の職業訓練職種の中には多様な職種が含まれているため，選択肢の幅は非常に広いが，まずは企業等が見習い訓練生を募集する。企業だけではなく手工業者，あるいは大学や公的機関も職種に応じて見習い訓練生の募集を行っている。そうした訓練場所に前

期中等教育を終えた子どもたちが応募し，面接や試験を受けて採用されると企業等と職業訓練の契約を結ぶ。当然，多くは未成年であるから，実際には保護者と契約を結ぶことになる。企業は見習い訓練生を受け入れることが決まると，職業学校に見習い訓練生のリストを提出する。工業系企業であれば工業系の職業学校，商業系企業であれば商業系の職業学校にリストを提出し，それによって見習い訓練生は同時に職業学校の生徒としての身分を得ることになる。

企業内訓練は多くの場合，週に3～4日，訓練指導者あるいは親方の資格を持つ者によって行われる。企業等での職業訓練には，商工・手工業会議所，経営者団体，労働者団体，連邦職業教育研究所（頭字語からBIBBと呼ばれる）が関与している。

一方，職業学校では，週に1日～2日，あるいは一定期間に集中する形で，職業学校の教員が授業を行う。職業学校では職種に応じた専門の教科と，一般の教科の授業が行われる。職業学校を監督するのは，州の教育担当省と学校を所轄する地域当局である。

職業訓練の期間は職種によって異なるが，2年～3年半のカリキュラムを上首尾に終えると，商工・手工業会議所等で修了試験を受ける。修了試験に合格した者に渡される証書が，専門労働者（Facharbeiter），あるいは職人（Geselle）の資格である。この資格を手にすることで，初めて正規の労働者として企業に就職することができる。見習い訓練の間は，あくまでも見習い訓練生としての雇用にすぎず，専門労働者の資格を手にして初めて一人前の職業人となる。また，職業学校においては，学校教育の修了証書が付与される。

5. 高等教育

ドイツの高等教育機関には，大きく分けると2つの種類がある。それは，学術的な教育研究を行う大学（wissenschaftliche Hochschule，以下「大学」と総称する）と，実践指向の専門教育を行う専門大学（Fachhochschule）である。

大学の最たるものが総合大学（Universität）であり，工科大学，芸術大学も学術的な大学に位置づけられている。博士の学位授与権を有するのは大学だけである。多くの総合大学は長い伝統を有し，人文社会科学から自然科学まで幅広い分野の学部を置いている。工科大学は“Technische Hochschule”あるいは“Technische Universität”と呼ばれるが，ドイツで工学が高等教育の一分野に加えられたのは19世紀後半以降であり，総合大学に工学部は設けられていなかった。現在でも工学部の多くは，ミュンヘン工科大学やベルリン工科大学などの工科大学に設置されている。

一方，専門大学は1960年代末から1970年代初めに設けられた，新しい種類の高等教育機関である。大学（Universität）が理論・学術指向の教育研究と基礎研究に重点を置いているのに対して，専門大学（Fachhochschule）は実践指向の教育と応用研究に特徴をもつ。専門大学は英語で“University of Applied Sciences”と称され，この名称が諸外国において定着してきた結果，近年では「専門大学」に代わってこの“University of Applied Sciences”をドイツ語に直した「応用科学大学」（Hochschule für Angewandte Wissenschaften, HAW）と称する機関が増えている。

大学，専門大学に加えて，中等教育後の第三段階の教育機関として職業アカデミー（Berufsakademie）が幾つかの州に設けられている。職業アカデミーは高等教育機関ではなく学位の授与権をもたないが，アビトゥーア取得者を対象に中等教育後の段階で，企業等での実践職業訓練と学修機関での理論的な学修を組み合わせたデュアルシステムに類する職業教育訓練を提供している。

ドイツにおいて，高等教育は専門職業教育と位置づけられ，高等教育の修了証書，すなわち学位は，法的にも専門職業資格と解されている。

このことを教育資格と職業資格という2つの観点から見ると，図1で茶色に色付けされている部分のデュアルシステムを終えた若者たちが職業資格を手にするのに対して，黄色に色付けされている学校種は，全て普通教育学校である。そこでは普通教育の授業が行われ，ギムナジウム上級段階もまた大学に

進むための準備教育であって，職業教育ではない。したがって，ギムナジウムを終えた若者がどこで職業教育訓練を受けるかというと，それは高度な形であるが，専門教育の場としての大学が，最初の専門職業資格を付与する機関としての役割を担っている。

先に述べたように，ドイツの高等教育機関は大別して学術的な大学と専門大学（あるいは応用科学大学）の2種類から構成されている。ドイツのみならずヨーロッパの大陸諸国においては，日本と同様に，1960年代にかけて高等教育の需要が高まった。これに対する一つの方策として，大学そのものの収容定員を増やすことが行われたが，それだけでは十分でなく，大学以外の新しい種類の高等教育機関（非大学高等教育機関 non-university higher education institution）がつくられた。日本での一つの例が高等専門学校である。

大学と非大学高等教育機関の大きな違いは，大学では理論・学術指向の教育研究と基礎研究を行い，一方，非大学高等教育機関では大学よりも短い学修期間で，実践的で職業を強く指向した教育と応用研究を行うことにある。ドイツの専門大学で提供される課程は，経営学，情報学，社会福祉関係が多くを占めている。

大学においては，哲学，文学，法学，考古学など人文科学から自然科学まで多様な分野で幅広く教育研究が行われるが，専門大学でたとえば法学の分野の教育が行われるときには，それは法務の実務家を養成するための課程であり，文学・語学関係の分野であれば通訳・翻訳者を養成するための課程であるといったように，大学とは重点が異なっている。

20世紀の末まで，大学と非大学高等教育機関の間にはこのような違いがあり，加えて，修了したときには異なる学位が出されていた。大学（総合大学，工科大学，芸術系の大学）においては，多くは5年間の教育が一貫して行われ，修了者にはディプローム（Diplom）あるいはマギスター（Magister Artium）の学位が授与された。このため，大学に進学した者は全てが日本の修士レベルまで学んで修了するという形がとられていた。

一方，専門大学は，大学よりも短期の課程で実践・職業指向の教育を提供することに重点が置かれ，おおむね3年から4年の，日本でいえば学士レベルの教育を行い，修了者にはディプローム（ただしその後にFHを明記した“Diplom（FH）”）の学位が授与された。この“FH”は専門大学“Fachhochschule”の頭字語を表し，同じディプロームであっても専門大学で学んだことが，学位から見て取れる形になっていた。これは差別化ではないかという意見もあるかもしれないが，企業の側では，必ずしも理論・学術指向の教育を受けた者を優先して採用するとはかぎらず，実践・職業指向の教育を受けた者を望む場合もあり，差異化ととらえたほうがよいであろう。

6. 高等教育制度の変化

こうした20世紀末までの状況に対して，1999年にドイツを含むヨーロッパ諸国の高等教育にとって転換点となるボローニャ宣言（Bologna Declaration）が出された。これは簡潔に言えば，ヨーロッパの高等教育に学士課程と大学院課程の2段階からなる学修構造と学位を導入し，相互に比較可能性と互換性を高めることによって「ヨーロッパ高等教育圏」（European Higher Education Area）を創設するという宣言である。先に述べたように，20世紀末までヨーロッパの多くの国では，大学で最初の学位を取得するまでの課程が長期にわたり，かつ学術的な大学と，もう少し短期で実践・応用指向の教育を行う非大学高等教育機関の2種類があった。加えて，高等教育機関の種類も修了者に出される学位も国によってきわめて多様であり，他国の労働市場で，また域外からの留学生にとって，理解することが容易でない状況にあった。その一方で，アメリカとイギリスでは，Bachelor（学士），Master（修士），Doctor（博士）という3段階の学位制度をとり，それはアジア，アフリカの多くの国々とも共通している。ヨーロッパ各国の独自の学位制度は，外国から優秀な人材を惹きつける上で障害になっているのではないかという危機感が，ボローニャ宣言の背景にあったといえる。

欧州統合を進めるうえで（もっとも英国の欧州連合離脱など不透明ではあるが），労働者が国を越えて移動する，あるいは学生が移動するときに，各人の持っている資格が正しく理解されることは不可欠であり，そのためにも学位の共通性を高めることは重要であろう。むろんボローニャ宣言に各国の教育担当大臣が署名しても，自治を有する大学の協力なしには前に進めない。国内の大学関係者，教員，学生の協力も得ながら，まずは10年間でヨーロッパ高等教育圏を創設する目標が掲げられた。ボローニャ・プロセスには，1999年に29か国が署名し，2016年現在，48か国が加盟している。

ボローニャ・プロセスの大きな柱は，理解しやすく比較可能な学位と単位制度の採用，学士課程と大学院課程の2段階構造の導入である。単位制度は，学生が短期の留学などで機関間を移動するときに，たとえばBachelor課程の途中で他の大学に移るときに，すでに履修した成果を単位であらわし，それを累積して修了に結びつけることが可能になる。ヨーロッパの多くの大学では，今では学士課程と大学院課程の2段階の構造とBachelor，Master，Doctorの学位を採用しているが，ドイツでは，実はボローニャ宣言の前年に，Bachelor，Master制度を導入することが常設各州文部大臣会議で決議されていた。この新しい学位の導入に対しては，特に工科大学の関係者から異議が唱えられた。ドイツの工学修了者の資格として高い評価を得てきた「工学ディプローム」（Diplom-Ingenieur）を擁護する意見が出されたためだが，工科大学でも今ではBachelor，Masterの学位課程に移行し，ディプローム（Diplom）の取得をもって修了する課程はきわめて少数になっている。

専門大学では，従来の課程がBachelor相当の修業年限であったことから，Diplom（FH）をBachelorの学位に切り替え，さらには大学院レベルのMaster課程も設けられるようになった。その結果，学術的な大学，専門大学のいずれにおいてもひとしくBachelorとMasterの学位が授与され，それぞれの機関が独自の重点・特徴を打ち出した課程で高等教育を提供している。このようにドイツでも，学位課程がBachelor，Master，Doctorの3段階に移行し，それによってドイツでBachelorを取得した学生がたとえばヨーロッパ他国のMaster課程に進学することも容易になってきた。これはボローニャ・プロセスの成果であり前進しているといえるが，学術的な大学と専門大学の境界に揺らぎが生じている面もある。

このような変化の中で，さらにドイツの高等教育が直面している大きな課題の一つは，高等教育が拡大していることである。ギムナジウムに進んでアビトゥーアを取得し，さらに高等教育を受けることを希望する若者が増えている。その結果，年齢も入学前の学習履歴も異なり，大学入学資格を取得した後にすぐに進学する者，アビトゥーア取得後に職業教育訓練を受けて，その後に大学に進学する者，あるいはいったん職業に就いた後に大学に進学する者など，多様な背景をもつ学生に，一律な教育で対応することがむずかしい状況が生じている。

また，長らくドイツでは，ギムナジウムで学びアビトゥーア（大学入学資格）を取得することが，大学に進む主たる道と考えられてきた。しかし，その道をたどらなかった人たちにも，高等教育機会が開かれるようになっている。基幹学校や実科学校を終え，デュアルシステムの職業教育訓練を受けて専門労働者として社会に出ていく若者には，マイスター（親方）になる道がある。すなわち，見習い訓練生がデュアルシステムの職業訓練を終えて専門労働者もしくは職人となり，その後さらに職業経験を積んで専門技術を高め，あわせて見習い訓練生の養成者として必要な教育知識なども身につけた後に，商工・手工業会議所等で試験を受け，マイスターすなわち親方の資格を得ることができる。近年，このマイスターの資格を有する者に，アビトゥーア取得者と同等の資格が与えられるようになった。結果としてまだ少数ではあるが，マイスターが大学に進学し，専門分野で高等教育を受ける状況が広がりつつある。

大学における専門教育に対する需要の高まりは，当然ながら，社会の産業構造の変化や，経済構造の変化をあらわしている。しかしドイツでは，人口動態が変化し若年層が減少する中で，大学進学を希望

する者が増えている。これは，職業教育訓練に進む若者が少なくなっていることを意味し，将来ドイツのものづくりの現場を支えられるのかという関係者の心配につながっている。

デュアルシステムの職業訓練生と高等教育就学者の10年間の推移を図2に示した。青色のデータがデュアルシステムの職業訓練を始めた者の数を，赤色のデータが大学に進学した者の数を表している。デュアルシステムの職業訓練生の数は長年にわたり大学進学者数を上回っていたが，数年前に初めて逆転した。これはドイツ国内で大きな危機感をもって受けとめられた。むろんこの数値は，デュアルシステムの職業訓練を始めた若者の数が，大学進学者の数より少ないことを示しているだけであり，実際には保健衛生系など全日制で行われる職業教育訓練もあるうえに，外国人の数も含まれているため，職業訓練を受けている者の方が未だ優勢であるという統計もある。しかし大学進学意欲が非常に高まっているという事実に疑いはなく，熟練労働者をこれからどのように育成していくのかが，ドイツの産業界全体で大きな課題として受けとめられている。

他方で，高等教育にも進学者増の影響が生じている。ドイツの大学では90年代頃から大きな階段教室が埋め尽くされ，通路に学生が座って授業を受けるというような光景が見られるようになった。その理由の一つとして，ドイツの大学，専門大学の大半が州立であり，授業料が無償であることが挙げられる。州が高等教育費を公的に負担することについては，一部の州で授業料を徴収する動きも起きたが，結果として，教育機会を広く保障するために公費負担が維持されている。またドイツでは，これまでのところ留学生に対しても授業料は課されていない。

ドイツの大学間にはあまり大きな相違がなく，多くの若者は自分が生まれ育った地域に近い大学に進むことが多かった。しかし近年，ドイツの大学がそれぞれ特徴を出し，個別化をはかる政策が進められている。その流れの中で，高等教育レベルで二元制学修（Duales Studium）を行う課程が設けられていることに触れておきたい。二元制学修とは，高等教育機関での理論的学修と，企業や公的機関での実践的な職業訓練とを交互に組み合わせて専門教育を行うものである。たとえばバイエルン州の専門大学の一部には，デュアルシステム型の学修モデルが取り入れられている。このモデルには2つの型があり，一つは，デュアルシステムの職業訓練と大学の学修を統合した形で，学生は企業等と職業訓練契

図2　新規の二元制職業訓練生数と高等教育新規入学者数の推移（吉川教授講演資料より）

約を結び職業訓練を受ける一方で，大学において規定の学修を行う。それにより学生は，職業訓練を終えた証としての専門労働者の資格と，Bachelorの学位を得て修了する。もう一つは，大学の学修の中で，通常の課程よりも50％多い実習を企業等で行い，Bachelorの学位を得るものである。いずれの形であっても，二元制学修の最後には修了論文を書き，修了試験を受けてBachelorの学位を手にする点は共通している。二元制学修は，高等教育需要の高まりと専門労働者の育成の双方に対する一つの試みといえるかもしれない。

7. おわりに

講演のまとめとして，ドイツと日本において次のような共通の課題が示された。

●少子高齢化

●高等教育の拡大に伴う多様な学生層

●経済のグローバル化により人の移動や高度な専門労働力の育成が必要になる中で，限られた資源で効果的な教育・研究をどのように行うべきか

●専門的な労働力をどのように育成していくか，もはやデュアルシステム，中等教育のレベルだけでは十分ではないというときに，大学がどのように専門教育，専門職業教育に関わっていくことができるか

〈以下，職業大フォーラム事務局〉

本稿では吉川教授のご講演を，ドイツの社会情勢を踏まえたうえで，デュアルシステムと高等職業教育の現状を中心にまとめた。ドイツでは若者が職を得るためには必ず職業教育を受けなければならないという意識が非常にはっきりしている。中学校に相当する課程を卒業する前の段階で，職業というものを明確に意識させ，早い者は卒業とともに職業訓練の道を選ぶ。ここで特徴的なのは，就職の道を選んだ者でも，職人として成長しマイスターの称号を得たのちにアカデミックな教育を受ける機会が与えられていることであった。職人的な技能を重んじるイメージの強かったドイツにおいても，もはや技能的な能力のみでは生き延びることができなくなってきていることは想像に難くないが，制度として学術的な教育を受け直す仕組みが用意されていることが印象的だった。日本は大学全入時代にあってG型大学・L型大学のようなある意味逆の議論もあるが，自立した社会人を少しでも多く育てたいという方向性は同じであろう。

最後に，ご多用の中，今回の基調講演を快くお引き受けいただき，丁寧にわかりやすくご講義いただきました吉川教授に心よりお礼を申し上げます。

講演のようす